

ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価に係る指定性能評価機関の一覧

機関名	業務区域	電話番号	住所	指定日
北海道立北方建築総合研究所 Hokkaido Northern Regional Building Research Institute	日本全域	0166-66-4217	〒078-8801 北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1-20	平成15年6月3日
(財)建材試験センター Japan Testing Center for Construction Materials	日本全域	03-3664-9216	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-9-8 友泉茅場町ビル10F	平成15年3月14日
(財)日本紡績検査協会 環境分析試験センター Japan Spinners Inspecting Foundation	日本全域	06-6762-5875	〒540-0005 大阪市中央区上町1-18-15	平成15年4月4日
(財)日本建築センター The Building Center of Japan	日本及び外国の全域	03-3434-7169	〒105-8438 東京都港区虎ノ門3-2-2 第30森ビル	平成15年3月14日
(財)日本合板検査会 Japan Plywood Inspection	日本全域	03-3591-7438	〒105-0003 東京都港区西新橋1-18-17 明産ビル	平成15年3月14日
(財)日本住宅・木材技術センター Japan Housing and Wood Technology Center	日本及び外国の全域	03-3589-1796	〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-19 アドレスビル4F	平成15年3月14日
(財)日本塗料検査協会 Japan Paint Inspection and testing Association	日本全域	03-3443-3011	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-12-8 東京塗料会館205	平成15年3月14日
(財)ベターリビング Center for Better Living	日本及び外国の全域	03-5211-0599	〒102-0084 東京都千代田区二番町4-5 相互二番町ビル6階	平成15年3月14日
(財)東海技術センター Tokai Technology Center	日本全域	052-771-5161	〒465-0021 愛知県名古屋市中東区猪子石二丁目710番地	平成15年6月3日
(財)化学物質評価研究機構 Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan	日本全域	06-6771-5157	〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝1-6-5	平成15年4月4日
(財)日本建築総合試験所 建築評定センター General Building Research Corporation of Japan	日本及び外国の全域	06-6966-7600	〒540-0024 大阪市中央区南新町1-2-10 TSビル4F	平成15年3月14日

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第59条第8号の3に規定される令第20条の5第2項から第4項までの認定に係る性能評価を行う者としての指定「海外の試験機関における試験結果を用いたホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価に係るガイドライン」に基づきスウェーデン国立試験研究所（SP）の試験結果を用いたホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価を実施。

ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価に係る承認性能評価機関の一覧

機関名	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の名称及び所在地	電話番号等	承認日
プロフェッショナル サービス インダストリーズ インク	世界全域 (日本を除く)	プロフェッショナル サービス インダストリーズ :ピッツバーグ テスティング ラボラトリー林産部門 アメリカ合衆国オレゴン州ユウジン市西5番街2710番地	+1 541 484 9212 E-mail: info@psiusa.com 東京オフィス: +81 3 5405 1174	平成 16年 6月 7日
フラウンホーファー - ゲゼルシャフト ツア フェルデルング デア アンゲヴァンテン フォルシ ュング エー . ファオ .	世界全域 (日本を除く)	フラウンホーファー ヴィルヘルム - クラウディ ッツ インスティトゥート フュア ホルツフォルシ ュング(WKI) クオリティー アセスメント ビーンローダーヴェーグ 54E, D38108 ブラウンシ ュバイグ、ドイツ	+49 531 2155 375 E-mail: info@wki.fhg.de 日本代表部: +81 3 3586 7104	平成 16年 7月 23日

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第59条第8号の3に規定される令第20条の5第2項から第4項までの認定に係る性能評価を行う者としての承認